

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和5年度 第3回 監査委員定例協議会

開催日時 令和5年6月30日（金）午前9時11分～10時31分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、畑田 響、後藤 哲朗
事務局長 萩原 健
書記 杉田 陽子
山田 和誠、山田 裕、渡辺 篤史、蝦名 倫代
宇佐美亜希、齋藤 升美、神山 悟
新海 拓也、山本 和延、稲葉 典子

会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 例月現金出納検査等（5月分）

（1）説明者等

ア 各種会計 宇佐美係長（監査第2係）

イ 病院事業会計 山田次長補佐（監査第1係）

ウ 簡易水道事業会計 山田次長補佐（監査第1係）

エ 水道事業会計 新海係長（監査第3係）

オ 下水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）

（2）発言等

ア 各種会計

特になし

イ 病院事業会計

（白鳥委員）

収入の予算執行説明書において、過年度収入の当月分収入済額は、前月未収金に計上されていたものが収入されたということか。

（事務局）

3月末までに未収金として計上されていたものが過年度収入となる。

（白鳥委員）

先月の医業外未収金に計上されていた他会計負担金 11 億円余が今月収入されていると思うが、収入の予算執行説明書の過年度収入を確認すればよいのか。

(事務局)

他会計負担金は年 4 回に分割して収入しており、まだ 4 月分の 1 回目しか収入していない。他会計負担金の収入未済額においても、先月と同じ金額になっている。

(遠藤代表)

一般会計からの繰出しは年度当初に全額未収金に計上し、年 4 回に分割して収入する都度未収金が減っていくこととなるため、次の繰入れまでこれに相当する医業外未収金の額はそのままになるということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(畑田委員)

全部の会計に共通するが、伝票等の抽出検査は領収書等も確認しているのか。

(事務局)

伝票に添付されている請求書等についても確認している。

(畑田委員)

今回の病院事業の抽出科目である材料費では、領収書も添付されているのか。

(事務局)

市の支払は基本的に口座振替により行われており、納品書、請求書等の必要書類が添付されていれば、領収書は不要である。

(遠藤代表)

伝票に添付されている納品書、請求書等は確認しているということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(畑田委員)

病院事業の抽出科目である材料費では、何件の伝票から抽出したのか。

(事務局)

50 件の中から 2 件を抽出した。

(畑田委員)

2 件の抽出は事務局で行っているのか。

(事務局)

事務局が任意に抽出している。

(白鳥委員)

例えば、簡易水道事業は伝票の数が少ないと思うが、抽出に当たっては、母数の中で抽出割合を定めているのか、それとも、母数に限らず抽出件数を決めているのか。

(事務局)

母数に関係なく2件を抽出している。

(遠藤代表)

企業会計は伝票の量等が限られているため事務局で指定し抽出することができるが、各種会計は伝票の量が膨大なため一定のルールでローテーションを組み抽出しているということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

ウ 簡易水道事業会計

特になし

エ 水道事業会計

特になし

オ 下水道事業会計

特になし

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第6号 令和5年度出資団体監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

駿府楽市への出資割合はどのくらいか。

(事務局)

51パーセントである。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第7号 令和5年度財政援助団体監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第8号 令和5年度指定管理者監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第6号 令和5年度学校監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(後藤委員)

高校を学校監査の対象としない理由を教えてください。

(事務局)

高校については、他の所管課と同様に定期監査の対象にしているため、この学校監査の対象とはしていない。

(後藤委員)

定期監査の対象としているということだが、その時の項目というのは、この記載されているような内容・着眼点と同じものか。

(事務局)

全ての項目が同じではなく、定期監査は通常の財務に関する監査であるので、委託契約や現金の取扱いなどを中心に確認している。

(後藤委員)

学校監査の着眼点に記載されている学校の危機管理など、学校というところを考えたときに見なくてはいけないものがある中で、財務的なものだけで定期監査をやっているから対象としないというのは違うのではないかと思う。

(事務局)

財務的なもの以外にも、定期監査では事務事業に関する課題なども確認している。

(遠藤代表)

定期監査では、所管課を順番どおりに対象としていて、財務に関しては均一に確認しているが、それ以外のテーマは、相手の所属の状況などに応じて変えていくから、学校であれば学校に応じた視点でやるということによいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(後藤委員)

それは、そのときに課題となっているものに対して実施するため、内容が変わってくるということか。

(白鳥委員)

そもそも高校を学校監査の対象としていないのは、どういう経緯なのか。この資料集に記載されている関係法令の中に監査の根拠があるのか。

(事務局)

学校監査についても、いわゆる定期監査という1年に一度実施する監査の種類の一つであり、高校については、通常の定期監査の中で財務も含め事務事業に関することも監査を行っているのだが、小中学校を監査するという仕組みが通常の定期監査の中ではない。学校監査というのは、定期監査の中で小中学校に特化した監査である。

(白鳥委員)

学校監査をしなければならないという地方自治法の規定はないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(遠藤代表)

普通地方公共団体の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理を監査する中で、静岡市立の高等学校は事務局があることから通常の定期監査の対象とする一方で、本市においては、小中学校について学校監査という形でターゲットを絞って実施しているが、どちらも地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づくものということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(白鳥委員)

高等学校には事務局があるのか。

(遠藤代表)

高等学校は、2校とも課相当の事務局を持っている。そのため、普通の所管課と同様に順番に定期監査の対象となっていくということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(遠藤代表)

確かに高等学校は定期監査では対象となっているものの、子どもを抱えているという点では小中学校と変わらない。学校の経営に係る事業とは、子どもに関わることであり、小中学校と視点が大きく変わってしまうとおかしいので、そのところはきちんと整理しておいてほしい。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 報告事項

ア 報第4号 内部統制の不備に関する報告（令和5年5月分）について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

イ 報第5号 令和5年度包括外部監査の実施について

(ア) 説明者

山田次長補佐

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

ウ 報第6号 指導事項に対する対応状況（定期監査及び行政監査）について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(2) その他連絡事項

ア 令和5年度第2回定例協議会議事録の公表について・・・山田次長補佐が説明

イ 7月・8月の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・杉田次長が説明

4 閉会宣言 杉田次長